

## 平成29年第1回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、開催日時 平成29年7月20日（木）午後1時30分

1、開催場所 岩手町役場3階 第4会議室

1、出席者（仮議席番号）

- 1番 福浦 昌博
- 2番 田中 正志
- 3番 黒澤 金一
- 4番 松本 良子
- 5番 佐々木 夏子
- 6番 幅 清一
- 7番 福士 好子
- 8番 千葉 静子
- 9番 府金 秀一
- 10番 乙茂内 丈久

以上10名

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 開 会

日程第2 町長あいさつ

日程第3 委員並びに事務局職員の紹介

日程第4 臨時議長の選任について

日程第5 仮議席の指定について

日程第6 議事録署名委員の指名について

日程第7 会長の互選について

日程第8 会長職務代理者の互選について

日程第9 委員の議席の決定について

日程第10 会期の決定について

議案第1号 農地利用最適化推進委員の選任について

（休憩 農地利用最適化推進委員委嘱状交付式）

議案第2号 農業委員の地区担当の割り当てについて

報告第1号 農用地利用集積計画に係る利用権設定の解約について

議案第3号 平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について  
議案第7号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について  
議案第8号 岩手県農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について  
日程第11 閉 会

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	民部田 政彦
農地利用係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後1時30分)

事務局 長 ただいまから第1回岩手町農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会は最初に開催される総会でございますので、「農業委員会等に関する法律第27条第1項」の規定により、町長が召集したものでございます。

臨時議長が決定するまでの間、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

それではここで、岩手町長民部田幾夫がご挨拶を申し上げます。

(町長挨拶)

事務局 長 ありがとうございます。

続きまして、農業委員の方々をご紹介させていただきます。

現在、議席が決定しておりませんので、応募受付順の仮議席番号で着席していただいております。つきましてはその順序にご紹介させていただきます。

(仮議席順に委員を紹介)

続きまして、農業委員会事務局職員をご紹介いたします。

(事務局職員を紹介)

事務局 長 続きまして、次第の日程第4の「臨時議長の選任について」は町長からお諮り願います。町長よろしくお願いたします。

町 長 それでは暫時の間、議長を務めさせていただきます。

お手元に配布してあります次第の日程第4「臨時議長の選任について」を議題と

します。お諮りします。

「農業委員会等に関する法律」には臨時議長の選任方法について規定がございませんので、地方自治法第107条を準用しまして、出席委員の中で最年長であります黒澤委員に臨時議長を務めていただくこととして、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

町 長 異議なしと認め、臨時議長は黒澤委員に決定いたしました。  
これからの会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

臨時議長 ただいま臨時議長に選任されました黒澤でございます。なにぶん不慣れでございますので、皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

臨時議長 それでは、日程第5の「仮議席の指定について」を議題とします。お諮りします。「仮議席の指定」につきましては、ただいま着席している議席としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認め、ただいま着席しております席を仮議席として指定することに決定いたします。

臨時議長 次に、日程第6の「議事録署名委員の指名について」を議題とします。お諮りします。会議規則第13条の規定により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認め、当職から指名いたします。  
議事録署名委員には仮議席1番、福浦昌博委員、仮議席2番、田中正志委員の両名をお願いいたします。

臨時議長 直ちに議事に入ります。日程第7の「会長の互選について」を議題とします。  
いかなる方法で互選したら宜しいかお諮りします。

田中委員 会長の互選方法につきましては、「指名推薦」の方法を提案します。

臨時議長 田中委員から「指名推薦」の方法が提案されましたが、ほかにございませんか。

(なしの声)

臨時議長 異議なしと認め、どなたか指名推薦をお願いします。

田中委員 会長に松本委員を推薦します。

臨時議長 ただいま田中委員から松本委員を会長に推薦していただきましたが、ほかにご  
ざいませんか。

(なしの声)

臨時議長 推薦されました松本委員を会長に指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

臨時議長 異議なしと認め、松本委員を会長に指名することに決定いたします。  
会長が決定いたしましたので、臨時議長の任務は終了しました。よって、議長を  
交替します。委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局長 黒澤委員には臨時議長を務めていただき有難うございました。  
それでは、松本会長には議長席に着いていただき、ご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

議長 それでは、日程第8の「会長職務代理者の互選について」を議題とします。  
いかなる方法で互選したら宜しいかお諮りします。

黒澤委員 指名推薦をお願いします。

議長 黒澤委員より指名推薦との提案がありましたが、ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 意義なしと認め、指名推薦することとしてご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、指名推薦といたします。

黒澤委員 会長職務代理者に幅委員を推薦します。

議長 ただいま黒澤委員より幅委員の推薦がありましたが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、幅委員を会長職務代理者に決定いたします。

議長 次に、日程第9の「委員の議席の決定について」を議題とします。

岩手町農業委員会会議規則第8条第1項の規定には「委員の議席は、委員会が成立した最初の会議において抽選でこれを定める。」とあります。よって抽選により議席を決定いたします。

抽選の方法は1回目为本抽選とするか、予備抽選をしてから抽選順を決定して、本抽選とするかの2つの方法がありますが、どちらの方法で抽選するかをお諮りします。

(本抽選だけの声)

議長 本抽選だけの抽選と言う声がありましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、1回で抽選を行います。抽選の順番については仮議席の番号順とすることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め抽選を行います。仮議席番号順に抽選をしていただきますので事務局は委員の席を廻して下さい。

事務局 長 それでは事務局で抽選に廻りますが、慣例によりまして、議席番号末番は会長、その前の議席番号は会長職務代理者となっておりますので、1番から8番までを抽選させていただきます。

(抽選終了)

議長 抽選の結果を事務局長から報告させます。

事務局 長 それでは抽選の結果をご報告いたします。

1 番佐々木夏子委員、2 番乙茂内丈久委員、3 番黒澤金一委員、4 番千葉静子委員、5 番福浦昌博委員、6 番福士好子委員、7 番府金秀一委員、8 番田中正志委員、9 番幅清一職務代理者、10 番松本良子会長、以上です。

議 長 ただいま事務局長から報告がありましたとおり、議席が決定いたしましたので、それぞれの席に着席願います。

議 長 次に、日程第 10 の「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。会期を本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日 1 日間と決定いたします。

議 長 次に、議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題とします。事務局長から農地利用最適化推進委員の選任について説明させます。事務局長、説明願います。

事務局 長 それでは説明させていただきます。

岩手町農地利用最適化推進委員については、定員 16 人に対し 21 人の応募があり、4 月 25 日と 5 月 25 日の 2 回、岩手町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会を開催し、候補者の選考を行いました。

候補者については添付のとおり 16 名でございます。

このたび、水堀区域から南山形区域までの 7 つの区域の 16 名の農地利用最適化推進委員の選任の可否について、1 名ずつお諮りするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは 1 名ずつ選任についての可否をお諮りします。

水堀区域清藤隆夫さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 水堀区域澤村博美さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 北山形・岩瀬張区域細野清悦さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 北山形・岩瀬張区域道ノ下喜代志さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 沼宮内区域三浦松夫さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 沼宮内区域中村重信さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 一方井区域三浦新吾さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 一方井区域遠藤美江子さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 一方井区域今松一広さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 一方井区域佐々木金見さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 久保区域遠藤文雄さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 久保区域久保晃彦さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 川口区域高橋正人さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 川口区域白籟康夫さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 南山形区域宮手正晴さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 南山形区域中関康一さんを農地利用最適化推進委員として選任することにご異議ございませんか。賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、選任することに決定いたします。

議 長 暫時休憩といたします。休憩の間に岩手町農地利用最適化推進委員の委嘱状交付を行い、その後総会を再開いたします。

(休憩、委嘱状交付式)

議 長 会議を再開します。

議 長 次に、議案第2号の「農業委員の地区担当の割り当てについて」を議題とします。お諮りします。

総会資料4ページに「岩手町農業委員地区担当体制推進要領（案）」に委員の担当地区を記載してありますが、このとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、資料のとおりを担当地区とすることに決定いたしました。

議 長 次に報告第1号、農用地利用集積計画に係る利用権設定の解約について、の件で  
ございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告第1号、農地法第3条の貸借契約や農業経営基盤強化促進法の農用地利用  
集積計画による農地の貸借は、農業委員会総会の報告事項としています。そのため、  
報告するものです。

今回の報告2件とも、無償の貸借、使用貸借により貸し借りを行っていた案件で  
ございます。なお、有償の貸借は賃貸借といいます。

それでは農用地利用集積計画にかかる利用権設定の解約について、ご説明いたし  
ま す。

番号7番、利用権を解約する農地の所在は一方井第6地割地内の現況地目が畑の  
1筆、971平方メートルの農地であります。借り受け人が牛舎を建築予定であるこ  
とから、基盤強化促進法に基づく利用権設定を合意のうえ解約するものです。

番号8番、利用権を解約する農地の所在は一方井第6地割地内の現況地目が畑の  
1筆、5,695平方メートルの農地であります。借り受け人が牛舎を建築予定である  
ことから、基盤強化促進法に基づく利用権設定を合意のうえ解約するものです。

番号7番8番とも、今回総会議案第8号により、農業振興地域整備計画変更届の  
申し出が提出されている案件でございます。

以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

6番福士委員 牛舎建設ということですが、何頭規模のものかおわかりになりますか。

事 務 局 受付番号7番については現在の頭数500頭を580等に、受付番号8番については  
現在の頭数120頭を150等に増やす予定でございます。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。報告第1号、農用地利用集積計画に係る  
利用権設定の解約について、を終わります。

議 長 次に議案第3号、平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項(案)の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項(案)の決定についてご説明いたします。

11月10日に開催される岩手県農業委員会大会における、岩手町の提案事項を資料のとおり提案しようとするものです。昨年の提案事項を基に作成し、農地中間管理事業に係る協力金の交付単価の維持を求めること、下火になったTPP交渉に係る要望事項を削除したところが変更点でございます。

以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

3番黒澤委員 3番黒澤です。この資料に農地中間管理事業の関係がありますが、岩手町で現在、農地中間管理事業を実施しようとしている地区があるのかどうか、お聞きします。

事 務 局 今年度は岩瀬張地区で実施しておりまして、200ヘクタール規模になる予定でございます。

議 長 あとございませんか。

1番佐々木委員 この提案事項を提出した後の流れというか、県大会に提出してそのあとどうなりますか。

事 務 局 岩手町としての提案事項を盛岡地方農業委員会連絡協議会(盛岡市農業委員会)に提出します。それを取りまとめて協議会が岩手県農業会議に提出し、11月10日に行なわれる岩手県農業委員会大会に提案します。その後は全国農業会議所に届く流れになっております。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第3号、平成29年度岩手県農業委員会大会における提案事項(案)について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異義なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、をご説明いたします。

農地法第3条の許可申請は農地を農地として、所有権移転をしようとする許可申請です。3条許可については農業委員会会長名での許可になります。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、ご説明いたします。

受付番号15番、16番は贈与による所有権移転案件でございます。

受付番号15番、土地の所在は江刈内第31地割地内の畑1筆、面積2,163平方メートルを記載の者が贈与を受けようとするものでございます。

受付番号16番、土地の所在は江刈内第32地割地内の田1筆、面積2,999平方メートルを記載の者が贈与を受けようとするものでございます。

なお、議案第4号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の報告をお願いします。

細野推進委員 農業委員から農地利用最適化推進委員に変わりました細野です。地元でございますので、私の方から説明させていただきます。今日午前中ですが、現地を確認して参りました。農地の所在地はどちらも笹渡地区ですが、15番につきましては、バス停から西へ400メートル程行った川のそばにある農地でした。16番の件でございますが、これはバス停から見て東の方へ同じく400メートル程先の農地でした。現地を確認しましたところ、どちらも農地として適正に利用しており、周辺農地への影響など問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件につきまして皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定により提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号についてご説明いたします。これは、自己の所有農地を農地以外の用途に使用する許可申請になります。農地法第4条の許可は、県知事許可になります。町の農業委員会は、県知事に届ける前の事前審査を行なう形になります。

それでは本題に入ります。番号1番、自己の住宅建設のため所有する農地を宅地に転用しようとするものでございます。

土地の所在は川口第36地割地内の畑1筆、面積431平方メートルでございます。

なお、議案第5号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の報告をお願いします。

1番佐々木委員 受付番号1番の農地の転用の件について、1番佐々木より現地調査の結果を報告をいたします。地区は大渡地区で、●●橋から見て北東へ500メートル先の申請者の自宅付近にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として管理されており、現在の土地の利用状況や農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件につきまして皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異義なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号、農地法第5条の許可申請は、農地を農地以外の用途にし、利用者が変わる許可申請であります。受付番号5番、6番は使用貸借権設定の案件でございます。農地法第4条県知事許可同様の県知事許可で、町の農業委員会では県知事に届ける前の事前審査を行なう形になります。

受付番号5番、土地の所在は一方井第4地割地内の登記地目畑1筆、面積167平方メートルの土地でございます。その土地を父から子が使用貸借を受け、居宅の駐車場を建設しようとするものでございます。

受付番号7番、土地の所在は一方井第6地割地内の現況畑1筆、面積5,695平方メートルを父から子が使用貸借を受け、牛舎を建設しようとするものでございます。

ページをめくって頂きまして、受付番号6番は、農地の売買による所有権移転の案件でございます。土地の所在は川口第4地割地内の田2筆、合計面積1,546平方メートルの土地を記載の者が記載の金額で売買し、太陽光発電装置を設置しようとするものでございます。

なお、議案第6号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査員の報告をお願いします。

3番黒澤委員 昨日午前9時から、事務局と8番の田中正志委員、9番幅清一委員そして私で現地を確認して参りました。申請のあった場所は、●●中学校の校門の前に●●の事務所があり、その隣になります。面積は167平方メートルと小さいのですが、農地としてきれいに管理されておりました。親子間の貸借で、しかも農地転用ということで、あの場所からいっても申請どおり認めてやむを得ないと判断して参りました。以上報告を終わります。

8番田中委員 現地調査の報告を委員番号8番の私田中から報告いたします。昨日午前9時から事務局と、3番黒澤金一委員と9番幅清一委員と私とで、現地を確認して参りました。受付番号7番の件について報告いたします。地区は上浮島地区で申請者宅のすぐ北側にある農地でございました。現地を確認しましたところ、牧草地として使用されております。現在の土地の状況及び農地を転用する計画の内容、周辺農地への

影響などいずれにしても問題がなく、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上です。

9 番幅委員 受付番号 6 番の件について 9 番幅から報告いたします。調査委員は先ほどの 3 番黒澤委員と 8 番田中委員と私と 3 人です。地区は雪浦地区でございます。地図でみるように●●のすぐ西側の川沿いでございます。農地として管理しており、現在の土地の利用状況、農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれにしても問題がなく、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認して参りました。以上です。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件につきまして皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

1 番佐々木委員 1 番佐々木です。太陽光発電を設置する、しないはいろいろ問題があると思いますが、今回田んぼを許可した理由は何でしょうか。

事 務 局 本来農地に太陽光発電を設置する場合は、太陽光パネルを設置した下では農業ができる、つまり農地から作物が取れる状況でないと許可できないものであります。ただ、この農地に限りましては、周囲が宅地及び川に阻まれておりまして、周辺の大きな一団の農地から分断された小規模の農地ということで、転用許可が見込まれる農地でございます。

議 長 あとございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第 7 号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。農地法の適用外証明は農地として20年以上使用しておらず、かつ、その農地を農地として復旧することが困難であると認められる農地に対して、農地ではないという証明を農業委員会が出すものです。農業委員会が出した農地法の適用外証明を持って法務局へ行き、地目が畑や田であった土地を農地以外に地目変更登記をする際に必要になります。

それでは農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。

番号2番、土地の所在は川口第9地割地内の田6筆、合計面積732.67平方メートルの土地であります。昭和62年から駐車場として利用されていた土地でございます。

番号3番、土地の所在は江刈内第31地割地内の畑1筆、面積3,931平方メートルの土地であります。昭和48年より労力不足により耕作していない土地でございます。

番号4番、土地の所在は江刈内第31地割地内の現況宅地1筆、895平方メートルの土地であります。昭和10年ごろに居宅として建設、その後農作業小屋等に改装し使用していた土地でございます。

番号5番、土地の所在は江刈内第31地割地内の農地6筆、合計面積11,544平方メートルの土地であります。平成8年に所有者が死亡後未耕作だった農地でございます。

番号6番、土地の所在は大坊第6地割地内の畑1筆、面積1,005平方メートルの土地であります。昭和51年に牛舎を建築し、現在も牛舎用地として使用している農地でございます。

番号7番、土地の所在は川口第13地割地内の畑1筆、面積238平方メートルの土地であります。平成3年に車庫を建て現在も車庫として使用している土地でございます。

番号8番、土地の所在は子抱第7地割地内の畑1筆、面積541平方メートルの土地であります。昭和50年に居宅を建て使用している土地でございます。

番号9番、土地の所在は川口第12地割地内の畑1筆、面積242平方メートルの土地であります。平成2年よりアパートの駐車場として使用している土地でございます。

なお、議案第7号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査員の報告をお願いします。

4番千葉委員 受付番号2番の件について、4番千葉より報告いたします。場所は川口の●●の道路を挟んで向かい側のところで、かなり年数が経っております。復元するには困難である、仕方がないと判断して参りました。以上です。



細野推進委員 3番から6番まで、順次報告いたします。受付番号3番の件でございますが、農地の所在は先ほどと同じ笹渡地区でございます。バス停から見て西側に700メートルほど先にある農地でした。現地を確認したところすっかり山林化してございまして、相当年数が経ってございました。農地に復元するには困難であると判断して参りました。続きまして受付番号4番、これは岩瀬張の駒金地区ですが、●●から見まして南へ700メートルほど先にある土地でした。現地を確認しましたところ、建物の状況から見まして、建てられてから相当な年数が経過しており、農地に復元するには困難であると判断して参りました。続きまして受付番号5番、場所はこれも同じく岩瀬張地区駒金ですが、●●から見まして南西へ1キロメートルほど先に点在する土地でした。現地を確認しましたところ、どの農地も山林化、原野化しており、現状で農地に復元するには困難であると判断して参りました。続きまして受付番号6番、農地の所在地は笹渡、●●の隣に自宅があるわけですが、隣接しているところに牛舎が建っております。現地を確認しましたところ牛舎が建っており、建物の状況から40年ほど経過しているとのことで、農地に復元するには困難であると判断して参りました。以上報告を終わります。

4番千葉委員 受付番号7番の件について、4番千葉より報告いたします。場所は境田・二つ森地区ですが、●●から見て北へ100メートル先に●●があるのですが、道路を挟んで向かい側にある土地です。現地を確認しましたところ、建物、倉庫・車庫・物置が建設されかなり年数が経っており、農地に復元するには困難であると判断して参りました。以上報告を終わります。

3番黒澤委員 受付番号8番については、3番黒澤が報告いたします。先ほどの8番田中正志委員、9番幅清一委員、私と事務局で調査をして参りました。その結果ですが、場所は久保の東側の高台の方になりますけれども、具体的には●●から●●の施設がある落合地区の方に行く途中の崖っぷちになります。42年ほど前に家を建てて、それが今度改築したいということで調べたところ農地だった。でも既に家も建っており、作業小屋・機械置き場もあり、周りが山になっております。そういう場所です。昔は、そういうところが周りにはたくさんあります。いいことではないですけれどもあるわけです。そういうことからやむを得ないのではないか、というふうに判断して参りました。以上です。

4番千葉委員 受付番号9番の件について、4番千葉より報告いたします。場所は川口の●●裏にあるアパートの裏にある駐車場でした。かなり年数が経っており、これをまた農地に復元するには困難であると判断して参りました。以上報告を終わります。

議 長 現地調査の報告が終わりました。この件につきまして皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第7号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第8号ですが、私に関係する議案でございますので、職務代理者に進行をお願いします。

(松本会長退席)

(議事参与の制限について事務局説明)

職務代理者 先ほど委員会総会で、職務代理者に選任をいただきました幅です。私の方から進行させていただきます。

議案第8号、岩手町農業振興地域整備計画変更申し出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手町農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、岩手町農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定についてご説明いたします。

農振地域という言葉が聞いた事があるかと思いますが、農振地域内には、特にも農業を行う土地を農用地として定めております。議案第8号の案件は農用地を農業用施設用地に利用区分を変更しようとするもので農業委員会が町長に対して可否の意見を伝えるものです。

39ページをお開きください。今回の変更申し出は、現況畑5,695平方メートルに対して牛舎を建設するため変更申し出をしようとするものです。

45ページをお開きください。今回の変更申し出は、現況畑1,804平方メートルに対して牛舎を建設するため変更申し出をしようとするものです。

以上、事務局からの説明を終わります。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切ります。議案第8号、岩手農業振興地域整備計画変更申出書に対する意見の決定について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異義なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

職務代理者 次に、追加議案でございます。追加議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり農地法第4条第2項の規定を準用し提出された許可申請について、同条第3項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 追加議案第1号、受付番号8番、土地の所在は一方井第6地割地内の現況畑1,804平方メートルでございます。父から子が使用貸借を受け牛舎を建設しようとするものでございます。

職務代理者 事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員の報告をお願いいたします。

8番田中委員 追加議案の現地調査の報告をいたします。調査員は先ほどの3番黒澤委員、9番幅委員、8番の私と事務局で現地を確認して参りました。受付番号8番についてです。地区は上浮島地区で、申請者宅の牛舎の隣にある農地でございました。現地を確認しましたところ、農地として使用されており、現在の土地の利用状況及び、農地を転用する計画の内容、周辺農地などへの影響などいづれについても問題がなく、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認して参りました。以上報告を終わります。

職務代理者 現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

職務代理者 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理者 異義なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

職務代理者 以上で私の職務は終了します。

(松本会長復席)

議長 ありがとうございます。今日は第1回目の総会ということで農地利用最適化推進委員の皆さんからも出席いただき、農業委員の皆さんには慎重審議いただきましてありがとうございました。皆さんの方から何かございましたら受けたいと思いますが、何かございませんか。

3番黒澤委員 確認事項ですが、今回から農地利用最適化推進委員の皆さんも出席されておりますが、農地利用最適化推進委員の皆さんも質問してよろしいわけですね。採決と質問、どうなのでしょう。

事務局 いいえ、質問や採決に加わることはできないこととなっております。

3番黒澤委員 意見を述べることもできないのですか。

事務局 意見を述べることはできますが、こちらからお願いした場合です。

3番黒澤委員 例えば、現地調査とかは。

事務局 現地調査はお願いする予定です。

3番黒澤委員 その際、質問が出た時に答えていただくなど、そういうのはいいのですか。

事務局 はい、答えていただきます。

3番黒澤委員 そうすると、総会の議案に対する質問はできない。もちろん採決も、ということですね。

事務局 はい。

3番黒澤委員 わかりました。

議長 議決権はないけれども、意見を述べることは結構ですよ。ということのようですので、どんどん出していただければと思います。

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第1回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時30分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

5番 印

8番 印